

令和8年度 瀬戸内東エリアの「食」「自然」「歴史文化」を活かした誘客事業

仕様書

1. 事業名

瀬戸内東エリアの「食」「自然」「歴史文化」を活かした誘客事業

※「自然」には、景観だけでなく、アクティビティも含む。

2. 事業目的・背景

関西からせとうちエリアへインバウンド（欧米豪）を誘客する新ルート（新幹線ではなく、海路で神戸～小豆島～高松を通り西へ抜ける瀬戸内東エリア）の磨き上げを行い、豪州の現地旅行会社に、「食」「自然(自然系アクティビティ)」「歴史文化」等を活かした旅行商品（「4市町周遊」および「各市町の独自コンテンツ」）を継続的に販売してもらうことを目的し、瀬戸内芸術祭が開催される2027年における誘客を目指す。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 事業費

4,500千円（円建て・消費税・地方消費税込み）

※招請費用を含む当該地域での滞在費・交通費など、事業実施にかかる全ての経費を含む。

※事業費の支払は最終報告書の検収後とする。

5. 対象・内容

下記の対象・訴求内容に留意しながら、目的を達成するための効果的な事業を行うこと。

(1) ターゲット

豪州

※年代別訪日数の多くを占める若年層を中心に中高齢層にも幅広くアプローチする。

(2) 訴求内容

- ① 神戸市・小豆島町・土庄町・高松市における「食」「自然」「歴史・文化」の魅力
- ② 上記地域の宿泊施設
- ③ 神戸⇄小豆島(ジャンボフェリー)、小豆島⇄高松(行程に合うフェリー)を繋ぐ海上アクセス
- ④ 当該地域が打ち出す高付加価値コンテンツ

6. 事業内容

【当該地域周遊行程の作成】

FAMツアー実施にあたり、当該地域の魅力が凝縮された行程を各市町と協議の上、作成すること。
なお、作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・神戸市→小豆島→高松市の順で組み立て、最低、神戸市内で2泊以上、小豆島内で1泊以上、高松市内で1泊以上する4泊5日程度の行程とすること。
- ・各都市の移動は、神戸→小豆島は8:15発のジャンボフェリー「あおい」を、小豆島→高松は行程にあわせてジャンボフェリー、小豆島フェリーまたは国際両備フェリーを使用すること。高松からの帰路についての手段は問わない。

【FAMツアーの実施】

- ・以下の事業者を含む合計3社以上(各社1名想定)を招請するFAMツアーを実施すること。
 - 豪州から2社以上招請：豪州市場で訪日旅行商品を積極的に手掛け、本FAMツアーを踏まえ、4市町を周遊する旅行商品の造成をする事業者
 - 国内から1社以上招請：豪州の旅行会社と取引があり、日本の旅行商品を幅広く取り扱い、日本の事情にも詳しい事業者
- ・受託者は合意された行程に基づき、各種手配・支払いを行うこと。施設へのアポ取り等、各市町から連絡したほうがスムーズな場合はその限りではない。
- ・受託者は全ての行程に同行し、行程管理や通訳、招聘者のサポートを行うこと。
- ・受託者は、安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等を含む）を具体的に講じること。

【FAMツアー実施後のフォローアップ】

- ・FAMツアー終了後、訪問・宿泊先にアンケート調査を行い、その結果を報告すること。
- ・アンケート結果をもとに、最終的な商品を完成させること。
- ・受託者は被招請者にフォローアップを行い、完成された商品の販売を促すこと。
 - ※令和8年度中の商品販売が困難な場合、契約終了後も商品販売までフォローを続け、商品販売開始の際には、その旨を受託者に知らせること。

【事業の事務局機能について】

- ・事業実施や報告会に関するオンラインミーティングの調整・設定をすること。
- ・当該地域との個別および全体にかかわる調整・連絡をすること。

【報告について】

- ・事業の進捗報告は随時行うこと。
- ・すべての事業実施後に、実施内容や成果について報告書を作成し、報告会を行うこと。
- ・報告内容について、当法人が不足と判断した場合には修正を指示することがある。修正後の提出も契約期間内に終わらせるようにすること。

7. 業務実施にあたっての留意事項

- ・委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業を円滑に行うために、定期的に連絡調整を行うこと。

- ・本契約業務によって知り得た情報および個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- ・本業務に用いた資料および計算根拠等は全て明確にしておき、当法人からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- ・本業務の実施にあたり必要な手続きおよび届出等（事業者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項および業務遂行上疑義が生じた場合は、都度、双方協議の上処理すること。